

倉吉市公告第14号

市有地を随意契約により売却するので、次のとおり公告する。

令和8年6月1日

倉吉市長 広田 一恭



1 売払物件

番号	所在地	地目	公簿地積	売払価格	[参考] 1㎡あたり
1	倉吉市清谷 1375 番	宅地	79.94 ㎡	2,158,300 円	27,000 円
2	倉吉市福庭 1068 番	宅地	95.86 ㎡	2,013,000 円	21,000 円
3	倉吉のみどり町 3242 番 28	宅地	279.31 ㎡	6,061,000 円	21,700 円
4	倉吉市福吉町 2 丁目 1591 番 37	宅地	75.77 ㎡	1,219,800 円	16,100 円
5	倉吉市鴨川町 107 番 19	宅地	131.26 ㎡	1,955,700 円	14,900 円
6	倉吉市小鴨 594 番 17	宅地	77.85 ㎡	762,900 円	9,800 円
7	倉吉市上米積 469 番 10	宅地	225.09 ㎡	1,170,400 円	5,200 円

2 買受けの申込みができる者

売払物件の買受けの申込みができる者は、次に掲げるいずれにも該当しない者とする。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及びその統制下にある団体又は構成員

3 買受けの申込み及び受付

- (1) 売払物件の買受けを希望する者（以下「買受希望者」という。）は、令和8年6月15日（月）から令和9年4月23日（金）までの日（倉吉市の休日を定める条例（平成元年倉吉市条例第2号）第2条第1項に規定する市の休日（以下「閉庁日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（以下「受付時間」という。）に、(2)の提出先に持参又は郵便法（昭和22年法律第165号）第45条第1項の規定による書留の郵便物（以下「書留郵便」という。）の方法により、別に定める買受申込書に所定の事項を記入して提出することにより、売払物件の買受けを申し込むものとする。ただし、書留郵便の方法による場合は、閉庁日又は受付時間以外の時間（令和9年4月23日午後5時15分以降の時間を除く。以下「受付時間外」という。）であっても提出があったものとみなす。

(2) 提出先

〒682-8611 倉吉市葵町722番地

倉吉市役所 総務部財政課管財係（電話 0858-22-8163）

(3) 市は、(1)により提出があった申込みを、直ちに受け付ける。ただし、受付時間外に書留郵便の方法により提出があった申込みは、受付時間外以後の最も早い閉庁日でない日に受け付ける。

4 買受者の決定

(1) 売払物件につき最も早い日に受け付けた申込みに係る買受希望者を、当該売払物件の買受者に決定する。ただし、同日に複数の者の申込みを受け付けた場合は、当該複数の買受希望者のうちから抽選により1者を買受者に決定する。

(2) (1)ただし書の場合は、買受希望者に別に抽選の詳細を連絡するものとする。

5 土地売買契約の締結及び契約保証金の納付

(1) 買受者は、その決定があった日から7日（閉庁日を除く。）以内に、市と申し込んだ売払物件（以下「買受地」という。）に係る土地売買契約を締結するものとする。

(2) 買受者は、(1)の土地売買契約の締結と同時に、買受地の価格の10分の1に相当する額以上の契約保証金を市に納付するものとする。

(3) (2)の契約保証金は、6の土地売買代金の支払いが完了した後に還付し、又は土地売買代金の支払いの一部に充当する。

6 土地売買代金の支払いの期限

買受者は、買受地の土地売買代金を土地売買契約を締結した日から1月を経過する日までの間に支払わなければならない。

7 所有権移転登記

買受地の所有権移転登記は、土地売買代金の支払いの後に市が行う。この場合において、買受者は、所有権移転登記に係る登録免許税及び住民票に要する費用を負担し、その他必要な書類の作成に協力しなければならない。

8 その他

手続等の詳細については、3(2)の提出先に問い合わせること。